

収入印紙

10万円以下	200円
50万円以下	400円
100万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円
1,000万円以下	10,000円
5,000万円以下	20,000円
10,000万円以下	60,000円

ローン契約書

(金銭消費貸借契約証書)

株式会社福岡中央銀行 御中

(取扱店)

契約日	年	月	日
資金交付日 (銀行記入欄)	年	月	日

借主 (連帯債務者：甲)	住所	実印
	氏名	
借主 (連帯債務者：乙)	住所	実印
	氏名	
連帯保証人	住所	実印
	氏名	

借主は、裏面規定ならびに下記「同意事項」を承認のうえ、株式会社福岡中央銀行（以下「銀行」という）から下記の「借入要項」とおり（借主が複数の場合は、連帯債務者として、甲および乙相互に連帯して）金銭を借り受けました。本契約は、銀行から借主に対する以下の借入金の交付によって成立することとします。

借入要項	借入金額	千円	万円	万円	内訳	毎月返済部分	万円	
						半年毎増額返済部分	万円	
	利率	年	%	融資実行日時点の 変動金利型 基準金利	年	%	遅延 損害金	年14%
					固定金利型は記入不要			
	最終回返済日	年	月	日	返済回数	回		
資金用途	1.住宅の新築・購入 2.住宅の増改築 5.その他：下の（ ）にご記入ください 3.土地の購入 4.借換え ()							
借入金の受領は、借主名義の預金口座への入金の方法によります。								

同意事項	1. 上記記載の住所が銀行届出の内容と相違する場合は、私が銀行に保有するすべての口座・取引について本契約書記載の内容に基づき、変更を行うことに同意します。なお、銀行が所定の手続きを求めた場合は、速やかに手続きを行います。 2. 資金交付日については、銀行において記入することに同意します。 3. 毎回の元金返済額については、銀行所定の方法で計算のうえ、融資実行後に送付される「返済予定表」にて確認いたします。
------	--

元 利 金 の 返 済 方 法	返済方法	元利均等返済											
	毎回の元金返済額	毎月返済部分						半年毎増額返済部分					
		銀行記入欄						銀行記入欄					
	第1回元金返済日	年 月 日						年 月 日					
	第2回以降返済日 (月末日の場合は「末日」)	毎月 日						毎年 月 日			毎年 月 日		
	元金据置期間中の利息返済方法 (元金据置がある場合)	年 月 日から 毎月 日						年 月 日から 月と 月の各 日					
	返済用預金口座	取扱店名			種目			口座番号					
				普通預金									
1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。 (1) 毎月返済の利息は「毎月返済部分の元金残高 × 年利率 × 12分の1」で計算します。 (2) 半年毎の増額返済の利息は「半年毎増額返済部分の元金残高 × 年利率 × 12分の6」で計算します。 (3) 借入日から第1回返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については、1年を365日として日割りで計算します。 (4) 初回および最終返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の元金返済額とは異なる場合があります。 2. 据置期間(第1回返済日の前月の応当日が据置期間満了日となります)がある場合の利息は、上記1と同様とします。 3. 半年毎増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。 4. 元金の返済およびこの契約に関して借主が負担すべきローン保証料、登記費用、印紙代、その他一切の費用ならびに裏面規定第2条で定める繰上げ返済手数料については、借主名義の上記の預金口座からの自動支払の方法によります。ただし、裏面規定第2条によって繰上返済をする場合は除きます。													

金利の変動について	借入利率は変動金利とし、裏面規定第3条に基づき、年2回見直しを行います。固定金利型を選択される場合は、別途「特約書」(次頁)が必要です。
-----------	--

損害金	元金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年14% (1年を365日とし、日割りで計算する)の損害金を支払うものとします。
-----	---

繰上げ返済の手数料	借主が裏面規定第2条の繰上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。
-----------	---

連帯債務の特約	連帯債務の場合は次によるものとします。 ①この契約に関する銀行からの連絡・諸通知が甲乙のいずれか一人にでもなされた場合、その通知の効力は、甲乙両者に及ぶものとします。 ②この契約に関し、銀行と甲乙いずれか一人の間にて債務の更改がなされた場合、その効力は甲乙両者に及ぶものとし、債務全額について更改の内容に従い、引き続き甲乙連帯して債務履行の責めを負うものとします。 ③前記の返済用預金口座の名義人にかかわらず、規定第1条による返済用預金口座からの元金の返済については、甲乙両者で返済するものとします。 ④規定第2条による繰上返済、第5条による返済または第7条による相殺の場合、ならびに第13条により返済に充当した場合も、その返済部分について甲乙両者で返済したものとします。 ⑤甲ならびに乙は、銀行が相当と認めるときは、一方の連帯債務者に対して、債務の免除もしくは担保の変更・解除をしても、他の連帯債務者は免責を主張しないものとします。 【団体信用生命保険について】 ①本ローン契約については、本契約書および別途提出した団体信用生命保険加入申込書にて指定した、団体信用生命保険被保険者(以下「団体加入連帯債務者」という)に対してのみ、銀行が指定する生命保険会社(以下「保険会社」という)の取り扱う団体信用生命保険が付保されていることを確認します。 ②団体信用生命保険に加入していない連帯債務者について、保険会社の定める保険金の支払事由が発生した場合でも、保険金による本ローンの返済は行われず、引き続き団体加入連帯債務者が貴行に対して返済の義務を負うことに同意します。
---------	--

銀行使用欄			
部・支店長	検印	受付者印	印鑑照合
【保証付き住宅ローン共通書類】 ・対象商品：住宅ローン ・担保権者：保証会社が九州総合信用の場合は「保証会社」、全国保証の場合は「銀行」 ・返済日が月末日の場合は「末日」と記入する。 ・資金交付日は、融資実行日を銀行担当者が記入する。 ・借主および保証人に、3枚目「お客さま控」を交付する。			

